

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 31 件

厚生年金関係 31 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、18年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月、同年10月、19年11月及び同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年10月1日から20年3月1日まで  
② 平成17年12月14日  
③ 平成18年7月13日  
④ 平成18年12月14日

申立期間の給与と賞与について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額が、実際に控除されていた保険料額と相違している。

給与支払明細書と賞与支払明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。
- 2 申立人から提出された申立期間①の29か月分の給与支払明細書及び申立ての事業所から提出された平成18年から21年までの賃金台帳（写）における厚生年金保険料の控除額を見ると、申立期間のうち、17年10月から18年10月までの期間、19年11月及び同年12月の15か月分については、オ

ンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書等において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、平成17年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は34万円、18年1月は32万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月、同年10月、19年11月及び同年12月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成18年11月から19年10月までの期間、20年1月及び同年2月の14か月分の給与支払明細書等に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額又は給与支給額に見合う標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から④までの賞与の記録については、賞与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額及び賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致することが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和52年にA社に入社し、現在も継続して勤務しているのに、52年9月1日に当時は関連会社であったB社に転籍した際の1か月の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、及び異動証明書から、申立人が申立ての事業所に継続して勤務(昭和52年9月1日にA社から関連会社のB社に転籍)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年7月のオンライン記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録におけるA社での資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和52年8月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から23年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和21年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から23年3月1日まで

私は、戦地から復員後すぐにA社B営業所を紹介され、当時の同営業所長と一緒に、同社C支社へ挨拶に行ったことを覚えている。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和23年3月1日とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された「非公式書類（退職者に関するメモ）」には、申立人の入社年月日が昭和21年9月21日、退職年月日は30年10月20日と記載されていることが確認できる上、申立期間当時のB営業所長の妻は、「申立人は、戦地から復員後、申立人の父親と私の義父が懇意だったため申立事業所に入社した。申立人は、正社員として入社したと思う。」と供述していることから、申立人は、21年9月21日に入社し、その後も継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立人が申立事業所で被保険者資格を取得した昭和23年3月及びその前後に被保険者資格を取得している同僚のうち、申立事業所から提出された在籍証明書により入社時期を確認できた同僚3人は、資格取得日と同日か資格取得日の属する月の前月あるいは資格取得日の属する月の前々月にそれぞれ申立事業所に入社していることが確認でき、一方、20年12月から23年12月の間に申立事業所において被保険者資格を取得している40人のうち38人とほぼすべての同僚の被保険者資格取得日が月初めであることから判断すると、

申立人は、申立期間のうち、21年10月から23年2月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和23年3月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所に申立期間当時の資料は残っていない上、当時、社会保険の手続は各営業所で行っていたため、申立どおりの届出を行い保険料を納付したかは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月20日に訂正し、45年10月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年11月1日まで  
私は、昭和30年4月にA社に入社し、平成3年6月に定年退職するまで継続して勤務していた。  
申立期間について、私は、昭和45年10月20日から本社で勤務しており、会社の手続ミスであるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主から提出された社員名簿(人事記録)により、申立人が申立事業所に継続して勤務し(昭和45年10月20日にA社B支店からA社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年11月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月1日から15年3月1日まで  
② 平成16年11月29日から同年12月20日まで

平成14年11月6日にA社に就職し、経理事務を行っていた。雇用保険被保険者証を所持しており、同日に雇用保険の被保険者となっているのに、厚生年金保険の記録は15年3月1日資格取得になっており、申立期間①が未加入となっていることに納得できない。

また、平成16年7月にB社に就職し、同年12月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、同年11月29日資格喪失となっており、申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間①当時において申立人の上司であり、かつ、平成15年7月から16年11月まで総務担当の取締役就任した者は、「申立人は正社員として申立事業所に就職した。正社員については、就職と同時に厚生年金保険及び雇用保険に加入させていたので、雇用保険の加入記録がある期間は厚生年金保険料を控除していたはずである。」と供述している。

さらに、申立人の退職後に経理事務に従事していた後任者は、「正社員については、就職と同時に厚生年金保険に加入し、自分は就職と同時に厚生年金保険に加入している。」と供述しており、申立期間①において厚生年金保険の記録が確認できる同僚（複数）も自身の厚生年金保険の加入記録と勤務期間は一致していると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成15年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間②について、B社の事業主は、「申立期間は、申立人の都合により正社員を退職した後、事務引継ぎのためアルバイトとして勤務してもらった期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立事業所は、申立人について、平成16年11月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認でき、この資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立事業所の厚生年金保険料は翌月控除の方法で行われていたところ、申立事業所が保管する申立人に係る賃金台帳により、平成16年12月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C事業所（以下「C事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和25年5月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月11日から26年1月1日まで

私は、昭和19年10月1日にA社B支店（昭和26年5月1日以降は、D社に承継）E事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した。25年5月11日にC事業所に転勤し、26年11月20日まで同所で勤務した。

退社後、C事業所に勤務していた期間の厚生年金記録が欠落しているのを知った。

社会保険事務所（当時）に問い合わせた結果、昭和26年1月1日から同年11月20日までの記録は見付かったが、申立期間の記録は見付からず、未加入期間となっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から発行された在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（E事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、前記の在籍証明書において、申立人の異動日は昭和25年5月10日とされ、申立期間にはC事業所に勤務していたことが認められることから、申立人のC事業所における資格取得日は、E事業所における資格喪失日と同日の25年5月11日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和26年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（20万2,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

私は、A社に勤務していた平成19年7月25日に賞与の支払いを受けた。

しかし、当該賞与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンラインに記録されている標準賞与額より高いものとなっているので、保険料控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している平成19年7月25日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書から、申立人は、24万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

私は、A社に勤務していた平成19年7月25日に賞与の支払いを受けた。

しかし、当該賞与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンラインに記録されている標準賞与額より高いものとなっているので、保険料控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している平成19年7月25日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書から、申立人は、17万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（13万7,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月25日

私は、A社に勤務していた平成19年7月25日に賞与の支払いを受けた。

しかし、当該賞与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、オンラインに記録されている標準賞与額より高いものとなっているので、保険料控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管している平成19年7月25日に支給された賞与に係る諸給与支払内訳明細書から、申立人は、16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは20万円、15年1月は19万円、同年2月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、16年4月及び同年6月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月から18年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は37万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は38万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は34万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は37万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は38万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は34万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額 of それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは20万円、15年1月は19万円、同年2月から同年8月までは20万円、同年9月から同年12月までの期間、16年4月及び同年6月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは22万円、同年10月から18年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年1月から同年3月までの期間及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は37万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は38万9,000円、17年7月20日は33万円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までは19万円、15年1月は18万円、同年2月から同年11月までは19万円、同年12月は20万円、16年1月及び同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は18万円、17年1月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年3月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月は19万円、15年1月は18万円、同年2月から同年11月までは19万円、同年12月は20万円、16年1月及び同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年7月は18万円、同年8月は20万円、同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は18万円、17年1月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年2月及び17年2月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は29万1,000円、同年12月20日は34万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から16年9月までは18万円、同年10月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万5,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日は30万7,000円、同年12月20日は35万4,000円、17年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万5,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日は30万7,000円、同年12月20日は35万4,000円、17年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は33万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月から16年9月までは18万円、同年10月から同年12月までの期間、17年2月及び同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年6月は18万円、同年7月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月、同年6月、17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万5,000円、同年12月19日は31万円、16年7月20日は30万7,000円、同年12月20日は35万4,000円、17年7月20日は28万3,000円、同年12月20日は33万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは19万円、同年9月及び同年11月から16年8月までの期間は26万円、同年9月は24万円、同年10月から17年3月までは26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は26万円、同年7月から18年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は34万2,000円、同年12月19日は37万4,000円、16年7月20日は35万1,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は35万2,000円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は36万1,000円、同年12月20日は42万6,000円、19年7月20日は33万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は34万2,000円、同年12月19日は37万4,000円、16年7月20日は35万1,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は35万2,000円、同年12月20日は42万円、18年7月20日は36万1,000円、同年12月20日は42万6,000円、19年7月20日は33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日  
⑧ 平成18年7月20日  
⑨ 平成18年12月20日

⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月及び同年 11 月から 16 年 8 月までの期間は 26 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 17 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 26 万円、同年 7 月から 18 年 8 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 10 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 34 万 2,000 円、同年 12 月 19 日は 37 万 4,000 円、16 年 7 月 20 日は 35 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 40 万 9,000 円、17 年 7 月 20 日は 35 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 42 万円、18 年 7 月 20 日は 36 万 1,000 円、同年 12 月 20 日は 42 万 6,000

円、19年7月20日は33万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年8月までは30万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月から18年4月までは34万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は35万8,000円、同年12月19日は42万1,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は36万8,000円、同年12月20日は44万1,000円、18年7月20日は37万6,000円、同年12月20日は43万1,000円、19年7月20日は37万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は35万8,000円、同年12月19日は42万1,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は36万8,000円、同年12月20日は44万1,000円、18年7月20日は37万6,000円、同年12月20日は43万1,000円、19年7月20日は37万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年8月までは30万円、同年9月から17年3月までは32万円、同年4月は34万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月から18年4月までは34万円、同年5月は30万円、同年6月から同年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は35万8,000円、同年12月19日は42万1,000円、16年7月20日は36万7,000円、同年12月20日は40万9,000円、17年7月20日は36万8,000円、同年12月20日は44万1,000円、18年7月20日は37万6,000円、同年12月20日は43万1,000円、19年7月20日は37万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は42万円、19年7月20日は33万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は42万円、19年7月20日は33万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は42万円、19年7月20日は33万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は33万6,000円、19年7月20日は29万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は33万6,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は33万6,000円、19年7月20日は29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は19万8,000円、同年12月20日は38万2,000円、17年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は19万8,000円、同年12月20日は38万2,000円、17年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月20日  
④ 平成17年7月20日  
⑤ 平成17年12月20日  
⑥ 平成18年7月20日  
⑦ 平成18年12月20日

⑧ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は34万円、同年11月は30万円、同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月及び同年6月は28万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は19万8,000円、同年12月20日は38万2,000円、17年7月20日は32万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万2,000円、同年12月20日は41万円、19年7月20日は32万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月、同年11月及び同年12月は24万円、16年2月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は34万円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は31万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は34万円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月、同年11月及び同年12月は24万円、16年2月は22万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から18年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年10月及び16年1月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は30万円、同年12月19日は34万円、16年7月20日は30万2,000円、同年12月20日は34万円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、19年7月20日は31万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年4月から同年8月までは17万円、同年10月から同年12月までは30万円、18年1月は26万円、同年3月、同年4月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成16年12月20日は22万1,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万4,000円、18年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は28万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は22万1,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万4,000円、18年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は28万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成17年4月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日  
⑥ 平成18年12月20日  
⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から

厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。  
申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成17年4月から同年8月までは17万円、同年10月から同年12月までは30万円、18年1月は26万円、同年3月、同年4月及び同年6月は30万円、同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月、18年2月、同年5月及び同年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月20日は22万1,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万4,000円、18年7月20日は29万9,000円、同年12月20日は35万7,000円、19年7月20日は28万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年8月までは17万円、同年9月から16年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円、17年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月から18年8月までは22万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、19年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は30万2,000円、16年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は30万2,000円、16年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から20年1月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年8月までは17万円、同年9月から16年8月までは19万円、同年9月から同年12月までは20万円、17年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月から18年8月までは22万円、同年9月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は24万円、19年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給

与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は30万2,000円、16年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は32万7,000円、17年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は33万2,000円、18年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は34万6,000円、19年7月20日は27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から18年8月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は13万7,000円、16年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は28万9,000円、18年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万8,000円、19年7月20日は24万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は13万7,000円、16年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は28万9,000円、18年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万8,000円、19年7月20日は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月20日

⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは16万円、同年4月は17万円、同年5月は16万円、同年6月から18年8月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は13万7,000円、16年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は28万9,000円、18年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万8,000円、19年7月20日は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額（平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は34万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は34万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月20日  
② 平成18年12月20日  
③ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月20日は3万円、同年12月20日は34万5,000円、19年7月20日は34万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までの保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成16年12月20日は21万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は32万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は21万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は32万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年12月20日  
③ 平成17年7月20日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日  
⑥ 平成18年12月20日  
⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月20日は21万7,000円、17年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は39万7,000円、18年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万7,000円、19年7月20日は32万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月から16年9月までは24万円、同年10月は22万円、同年11月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は29万8,000円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は37万4,000円、19年7月20日は30万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は29万8,000円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は37万4,000円、19年7月20日は30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年8月までは20万円、同年9月から16年9月までは24万円、同年10月は22万円、同年11月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は29万8,000円、同年12月19日は34万4,000円、16年7月20日は30万6,000円、同年12月20日は35万9,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は34万7,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は37万4,000円、19年7月20日は30万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間、15年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間及び16年2月から17年3月までの期間は24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までの期間及び18年2月から同年4月までの期間は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は32万2,000円、同年12月19日は37万9,000円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は39万円、17年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は40万1,000円、18年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は33万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は32万2,000円、同年12月19日は37万9,000円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は39万円、17年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は40万1,000円、18年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日  
⑦ 平成17年12月20日

- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間、15年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年12月までの期間及び16年2月から17年3月までの期間は24万円、同年4月から同年8月までは26万円、同年9月から同年12月までの期間及び18年2月から同年4月までの期間は28万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月、同年5月、16年1月及び18年1月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は32万2,000円、同年12月19日は37万9,000円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は39万円、17年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は40万1,000円、18年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は42万3,000円、19年7月20日は33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月から同年12月までは32万円、18年1月は30万円、同年2月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は19万円、同年12月20日は40万1,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万6,000円、18年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は45万6,000円、19年7月20日は35万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は19万円、同年12月20日は40万1,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万6,000円、18年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は45万6,000円、19年7月20日は35万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月20日  
④ 平成17年7月20日  
⑤ 平成17年12月20日  
⑥ 平成18年7月20日  
⑦ 平成18年12月20日  
⑧ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは26万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月は30万円、同年10月から同年12月までは32万円、18年1月は30万円、同年2月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は19万円、同年12月20日は40万1,000円、17年7月20日は32万7,000円、同年12月20日は41万6,000円、18年7月20日は34万4,000円、同年12月20日は45万6,000円、19年7月20日は35万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年9月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は12万3,000円、同年12月20日は30万3,000円、17年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、18年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は37万3,000円、19年7月20日は30万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は12万3,000円、同年12月20日は30万3,000円、17年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、18年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は37万3,000円、19年7月20日は30万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで  
② 平成16年7月20日  
③ 平成16年12月20日  
④ 平成17年7月20日  
⑤ 平成17年12月20日  
⑥ 平成18年7月20日  
⑦ 平成18年12月20日  
⑧ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成17年9月は22万円、同年10月から同年12月までは24万円、18年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年8月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は12万3,000円、同年12月20日は30万3,000円、17年7月20日は26万6,000円、同年12月20日は34万6,000円、18年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は37万3,000円、19年7月20日は30万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は26万円、同年11月から15年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から16年12月までの期間、17年2月及び同年3月は28万円、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は30万円、同年9月から18年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までは28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は34万8,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は43万6,000円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は43万9,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は43万3,000円、19年7月20日は34万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は34万8,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は43万6,000円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は43万9,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は43万3,000円、19年7月20日は34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで  
② 平成15年7月18日  
③ 平成15年12月19日  
④ 平成16年7月20日  
⑤ 平成16年12月20日  
⑥ 平成17年7月20日

- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月は26万円、同年11月から15年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月から16年12月までの期間、17年2月及び同年3月は28万円、同年4月及び同年6月から同年8月までの期間は30万円、同年9月から18年1月までは28万円、同年2月は24万円、同年3月から同年5月までは28万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年1月及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は34万8,000円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は35万7,000円、同年12月20日は43万6,000円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は43万9,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は43万3,000円、19年7月20日は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年3月11日に、資格喪失日に係る記録を29年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月11日から29年5月1日まで

私は、昭和27年3月に、それまで勤めた事業所を退職後、A社B支店に助手として入社し、28年5月に運転免許を取得した後は、運転手として29年4月末まで勤務した。同僚の運転手は、厚生年金保険の記録が有るのに、自分には無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述並びに申立期間当時の申立事業所の従業員及び業務内容、入退職時期に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間に申立事業所に勤務し、申立人と同様の業務に従事していたと回答した同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が証言した当時の申立事業所の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、申立事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立人は、昭和28年5月に運転免許を取得するまでは助手だったとしているところ、同僚2人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、自身が助手として入社した時期と一致しており、当該同僚は「助手と運転手の雇用形態に明確な区別は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年3月から29年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 1314

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から45年12月28日まで

私は、年金手帳を入社した時に総務担当者に渡し、退職時には返してもらおうとともに、給与明細書ではいろいろ控除されていた記憶があるにもかかわらず、A社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和43年9月1日とされ、その後に勤務したB社での厚生年金保険の記録が無い。私は、A社で勤務していた同僚に誘われ、昭和44年4月ごろ、一緒にB社に転職した。その期日は正確には覚えていないが、申立期間に厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立人がA社に勤務していたとする期間については、申立人は、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録では、昭和43年8月1日に被保険者資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業所名は不明だが被保険者となった日が昭和43年5月28日、離職年月日が44年4月30日の申立人の雇用保険の加入記録が確認でき、当該記録は、申立事業所に係る雇用保険の加入記録であると考えるのが自然であることから、申立人は、43年5月28日から44年4月30日まで申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。また、43年12月28日の撮影日がある申立事業所在籍時の忘年会写真を申立人が所持していること、同年9月1日から44年3月8日まで申立事業所の加入記録がある同僚から、「申立人の申立期間に係る具体的な在職期間は不明だが、私より先に入社し、私より後まで在籍していたと思う。」と回答があることから、申立人は、少なくとも、同年3月8日までは、申立事業所に勤務していたことが推認でき

る上、申立人が、B社への転職を誘われ一緒に転職したとする同じ職種の同僚の申立事業所での加入記録が、43年8月1日から44年5月1日であることを踏まえると、申立人は、申立事業所に同年4月30日まで在籍していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から44年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立事業所における申立人の昭和43年8月の標準報酬月額から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の届出(納付)状況についての確認が取れず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、申立人がB社に勤務していたとする期間については、商業登記の記録から、申立事業所と同じ社名の事業所が申立人の記憶する所在地(C県D区)内に存在していることが確認できるが、当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所にはなっておらず、昭和45年8月7日にE社に商号変更した後の61年2月15日に適用事業所になっており、申立期間においては適用事業所ではない上、申立事業所に係る申立人の雇用保険の記録も無い。

また、オンライン記録上、C県内において、申立事業所と同じ社名の適用事業所が3社存在しているが、いずれの事業所も申立期間は適用事業所となっておらず、当該事業所のオンライン記録に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立人が、申立事業所に一緒に転職したとする同じ職種の同僚は、申立期間中の昭和44年5月1日に国民年金の強制被保険者として資格取得し、48年6月16日に資格喪失しており、申立人が申立事業所に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険被保険者の加入記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立人が申立事業所に勤務していたとする期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から同年9月までの期間及び13年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から同年9月まで  
② 平成13年1月から同年4月まで

私は、20歳の時から、母に国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をしてもらっており、申立期間①は会社を退職してA地からB県の実家に転居した時期で、申立期間②は次に就職した会社の試用期間だった時期で、いずれの期間も、母が国民年金の加入手続をし、保険料も納付していた。

また、母は納付書が届けば必ず払う性格であり、家計簿に、督促状が届いたので平成13年2月から同年4月までの3か月の保険料を17年4月22日に納付したとの記載があるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているところ、オンライン記録により申立人が20歳到達時の平成6年\*月\*日に国民年金被保険者資格を取得し、9年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間については、保険料をすべて納付していることが確認できる。

しかし、申立人は、いずれの申立期間についても、申立人の母が加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母に聴取したところ、申立人が就職するまでは保険料を納付していたが、就職した後の当該期間については加入手続をした記憶は無いとし、保険料の納付についても具体的な記憶は無いとしている。

また、申立人は自宅に届いた未納保険料の督促状により、平成17年4月22日に申立期間②のうち、13年2月から同年4月までの保険料を申立人の母が

払ったとしているが、17年4月時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない期間であり、オンライン記録により申立人に対し13年3月及び14年8月の2回、未加入期間に係る加入勧奨が行われていることから、加入勧奨時点において、国民年金の加入手続は行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録漏れ及び誤り等は考え難い上、オンライン記録により申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となっているため、制度上保険料を納付することができず、申立人に別の基礎年金番号が払い出されたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の母から納付した記録であるとして提出された2005年（平成17年）の家計簿の記録については、その記載内容から、申立人の国民健康保険料の督促に応じて保険料を納付したものであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から同年8月まで

私は、昭和51年2月に、結婚のため会社を退職し、同年4月にA市B町に新居を構え住んでいた。その時、市から国民年金の納付書が届いたので、空白になってはいけないと思い、すぐ近くにある役場で納付し、2回目以降は郵便局かC銀行で納付した。

申立期間において、国民年金保険料を納付していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、制度上、さかのぼって任意加入の被保険者となり得ないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者に係る被保険者資格取得日から、昭和51年9月10日又は同年9月11日にA市で払い出されたものと推認されることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和51年9月11日」との記載がある上、申立人は現在所持している国民年金手帳以外に交付されたことは無いと供述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は「A市B町に引っ越して来た時に、国民年金の資格取得手続きをしていないのに、納付書が届いた。」と供述しているが、A市D区役所に確認したところ、「国民年金の資格取得手続きをしていない人に対して納付書を送ることは無い。」と回答している。

なお、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする郵便局、C

銀行には、保存期間経過のため、申立期間当時の納付記録は保存されておらず、申立人の保険料納付について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から58年12月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から58年12月まで

私は、昭和54年7月から58年12月までの国民年金の保険料を納付していなかったことから、58年中に、妻が自宅に来た市役所の国民年金担当課長に22万円から23万円程度を一括してさかのぼって納付した。

妻は申立期間が付加保険料を含めて納付済みとなっているにもかかわらず、自分のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和58年中に、自宅に来た市役所の国民年金担当課長に22万円から23万円程度を一括してさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が主張する時期は、第三回特例納付（53年7月から55年6月まで）の実施期間ではないことから、申立期間のうち、54年7月から55年9月までの期間は、時効により納付できない期間である。

また、昭和58年中に妻が一括してさかのぼって納付できたと仮定した場合の国民年金保険料を試算したところ、過年度納付及び現年度納付できた金額は、最高でも18万円程度であり、申立人が主張する納付金額とは相違している。

さらに、申立期間当時の過年度保険料の納付について、A市は、「市役所では取り扱っておらず、国の納付書で直接、社会保険事務所（当時）又は金融機関で納付する必要があった。」と回答している上、申立人の妻が、自宅で申立期間の国民年金保険料を納付したとされる市役所の国民年金課長（当時）からも、申立内容を裏付ける供述は得られず、ほかに申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 46 年 3 月 30 日まで  
私がA社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低くすぎるので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。  
なお、当時の給与明細及び船員手帳は無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

一方、申立人については、船員手帳、賃金台帳及び給与明細書等の申立期間に係る給与支給額や手当額、給与からの船員保険料の控除額が確認できる資料は無い上、申立ての事業所の後継事業所でも当時の報酬月額の具体的な算定方法は不明であるとしており、申立期間の標準報酬月額を検証することができない。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録と船員保険被保険者名簿の記録は一致しているとともに、申立人と同時期に入社した同僚 10 人の申立期間に係る標準報酬月額を見ても、いずれも申立人の標準報酬月額と著しい差は見られず、特に不自然な点は見当たらない。

さらに、当時の同僚 5 人に照会したところ、「分からない」と答えた 1 人を除く全員が「申立ての事業所での標準報酬月額は間違っていない。」と回答し

ている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 11 月 21 日まで

私は、A社に勤めていた間、給与が下がった覚えが無いのに、申立期間の標準報酬月額が入社時の標準報酬月額より低額となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

社会保険事務所(当時)が保管している申立ての事業所に係る平成14年1月から同年12月までの期間及び15年4月から同年6月までの期間の給与明細一覧表に記載されている厚生年金保険料の控除額を見ると、申立ての事業所の保険料控除は当月控除であったことが確認でき、申立期間のうち、14年10月から同年12月までの期間及び15年4月から6月までの期間については、保険料控除額に見合う標準報酬月額又は給与支給額に見合う標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年1月から同年3月までの期間及び同年7

月から同年10月までの期間については、i) 給与明細一覧表は確認できないものの、当該期間の前後の保険料控除額が同額であることから、当該期間についても同額の保険料が控除されていたこと、ii) 申立人が提出した金融機関の流動性預金元帳で確認できる給与振込額は、当該期間の前後の期間における給与振込額とほぼ同額であることから、給与総支給額も当該期間の前後とほぼ同額であることが推認できる。

さらに、申立人と同様に、標準報酬月額が定時決定により従前に比べ低額になっている同僚が複数確認でき、申立人の標準報酬月額のみが従前額より低額になっている事情は認められない。

これらのことから、申立期間については、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、記録の訂正を要しない。

なお、申立ての事業所は、平成14年の報酬月額算定基礎届を平成15年10月6日に社会保険事務所に給与明細一覧表とともに提出し、平成14年の算定の処理年月日は15年10月9日となっているが、申立ての事業所の被保険者に係る平成13年から15年までの標準報酬月額の推移をみても、遡及して訂正・取消処理された記録は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 51 年 9 月 1 日から 53 年 10 月 31 日まで勤務していた。会社では、経理事務を担当し、退職月の昭和 53 年 10 月についても、社員の給料計算書を作成し、控除した厚生年金保険料は会社の預り金として処理した。

私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 53 年 10 月 31 日になっているのは、事務担当者が私の退職日をそのまま資格喪失日として誤って届け出たためなので、加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 53 年 9 月 30 日が離職日となっており、申立期間における申立ての事業所での在籍が確認できない。

また、申立人は、申立ての事業所で厚生年金保険に加入する以前の昭和 51 年 4 月 20 日に、自らが事業主であるB社をC市で設立しており、「D市にあった申立ての事業所には、週 2、3 回程度通勤し、会社の資金繰り、社員の給与計算、下請け業務等の調整をしていた。」と供述しており、通常の従業員とは異なる勤務形態であったものと推測される。

さらに、申立ての事業所において、申立人の在職期間中に被保険者資格を喪失している者は 42 人で、このうち、月初日の資格喪失者は 1 人のみで、月末日の資格喪失者が 11 人確認でき、申立人自身がこれらの資格喪失者の事務処理に関与していた可能性は高く、申立人についてのみ資格喪失の届出が誤っていると主張は不自然である。

加えて、退職月の厚生年金保険料を控除しながら、退職月の末日を資格喪失

日として届け出ていたのであれば、会社の預り金（厚生年金保険料控除金額）と社会保険事務所からの保険料納付請求金額とに相違が生じると思われるが、申立人は「在任中は、預り金と納付請求金額に相違はなかった。」としている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
私は、平成 15 年 3 月から A 社（現在は、B 社 C 支店）に勤務していたが、同年 9 月 30 日付けで退職した。

持っている雇用保険離職票の喪失日は平成 15 年 9 月 30 日となっているのに、厚生年金保険の資格喪失日が同日となっており、9 月が年金加入期間になっておらず納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者離職票では、離職日が平成 15 年 9 月 30 日と記載されていることは確認できる。

しかし、申立ての事業所から提出された申立人のタイムカードにより、最終の出勤日は平成 15 年 9 月 22 日であることが確認でき、申立人に係る賃金台帳でも、賃金締切日である 9 月 20 日以降の出勤日数は 2 日と記録されている。

また、申立ての事業所から提出された申立人に係る賃金台帳により、平成 15 年 3 月から同年 8 月までについては厚生年金保険料が控除されているが、同年 9 月の保険料は控除されていないことが確認できる上、同賃金台帳の社会保険料控除額の合計額は、申立人から提出された平成 15 年分源泉徴収票の控除額と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1287(事案 846 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

申立期間について、平成 21 年 9 月 17 日付け通知の「委員会の判断の理由」の中で、「個人の状況(通勤手当等諸手当の変更)により標準報酬月額が下がることはあり得る。」とあるが、常時自転車で通勤していたため通勤手当の変更は無かった。その他の手当の変更も無かったので標準報酬月額が 1 万 4,000 円から 1 万円に下がったことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、継承会社である A 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しによれば、申立事業所が届け出た申立人の報酬月額の平均額は 9,600 円とされ、これに基づき算定された昭和 36 年 10 月 1 日の社会保険事務所(当時)の標準報酬月額に誤りは見受けられないとして既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間における標準報酬月額に納得できないと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 27 日から同年 8 月 17 日まで  
私は、昭和 42 年 1 月 28 日から 8 月 16 日まで A 市 B にあった C 社で働いていた。

同僚の名前は覚えていないが、C 社の社長の名前を覚えている。

約 20 年前、駅前にあった社会保険事務所（当時）に、私の記録について電話で照会したときは、C 社での厚生年金保険の加入記録があると聞いた記憶があるにもかかわらず、ねんきん特別便によると申立期間の厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所の所在地に、同じ業種の D 社が所在し、申立人が記憶する事業主名と商業登記簿で確認できる当該事業所の事業主名が一致すること及び当該事業所の事業主が申立人の姓を記憶していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、当該事業所であり、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において申立人の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間から 18 年以上経過した昭和 60 年 12 月 4 日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所の事業主も「昭和 42 年ごろは、個人経営で厚生年金保険には加入していなかった。雇用していた職人はすべて時給制であり、給与から控除していたものは無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。